

農家の皆さんへ肥料価格高騰対策事業のお知らせ

昨今の肥料価格の急騰による農業経営への影響を緩和するため、国は化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援する「肥料価格高騰対策事業」を創設しました。

本県では、本事業の秋用肥料費（秋肥分）の年内支払いに向けて、以下のとおり実施します。

また、多くの農業者に本事業を活用していただくため、農業関係団体・肥料販売事業者・市町村等と連携し周知を図ります。

- 1 支援の内容** 肥料価格高騰分の7割を補填
- 2 対象となる肥料** 令和4年6月～10月に注文した秋肥分
※令和4年11月～令和5年5月に注文した春用肥料費については別途お知らせします。
- 3 対象者** 化学肥料の使用量2割低減に向けた取り組みを行う農家
- 4 申請期間** 令和4年10月11日（火）～31日（月）
※一部の農協・肥料店では、別途期間を設定しているところもありますのでご注意ください。
- 5 申請方法** 肥料を購入した農協や肥料店などにお問い合わせください。
- 6 申請までに準備するもの等**
 - ア 注文票**
令和4年6月～10月に注文したことを証明でき、肥料名、数量、注文金額が記載されているもの
 - イ 領収書**
手元にない場合は請求書でも可。肥料名、数量、購入金額が記載されているもの
 - ウ 化学肥料の使用量を減らす取り組みを15のメニューの中から2つ以上選択**
(化学肥料低減計画書を下記QRコードから参照)
- 7 農業者への周知方法**
別添チラシの配布、関係団体の広報紙・ホームページ掲載、SNS投稿、自治会回覧板、防災無線等
- 8 その他**
本県における実施について、最新情報・詳細は県ホームページでご確認ください。
URL https://www.pref.gunma.jp/06/f09g_00161.html
- 9 問い合わせ先** 群馬県農政部技術支援課生産環境室農業環境保全係
TEL 027-226-3036 FAX 027-221-8681 Email shienka@pref.gunma.lg.jp

